

平成23年 8月12日

農林水産大臣 鹿野道彦 殿

社団法人 日本農業法人協会
会長 松岡義博



農地制度の運用改善に関する提案について【6次産業化法関連】

○ 6次産業化法に基づく農地制度の運用改善について

農地を農地として有効活用していくためには、従来の農業用施設用地としての利用だけでなく、農産物直売所などを含めた総合的な土地利用によって農業振興を図ることが欠かせない。このため、6次産業化法の総合化事業計画に基づいて直売所などの施設を設置する場合には、これを農業用施設と認め、農地の転用許可を不要とするよう農地制度の運用改善を図ること。

～本件に関する問合せ先～

(社)日本農業法人協会 保坂

tel 03-6268-9500 fax 03-3237-6811